

# 宿泊要項

## 1 目的

この要項は、第67回全国高等学校スキー大会に参加する選手、監督、大会役員、視察員、サービスマン及び報道関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊に関して必要な事項を定めるものとする。

## 2 基本方針

第67回全国高等学校スキー大会における高山市、郡上市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の宿泊等に万全を期するものとする。

## 3 業務の実施

実行委員会は、大会参加者の宿泊等に関する業務実施のため、高山市・郡上市観光協会及び宿泊施設等との連絡調整のうえ業務を行うとともに、宿泊等に関する問題等が生じた場合は、適宜対応する。

## 4 宿舎の選定及び確保

- 大会参加者の宿舎は、原則として会場市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う施設）の中から確保するものとする。
- 風紀上、衛生上及び防災上支障があると認められる宿泊施設は選定しないものとする。

## 5 配宿における留意事項

- 選手及び監督の宿舎は、競技会場までの交通状況、競技種目、都道府県、学校及び性別を考慮して配宿する。
- 大会役員及び競技役員はできる限り同一又は近隣の宿泊施設に配宿する。
- 一人当たりの宿泊に要する広さは、旅館業法等関係法令で定める基準によるものとする。
- 配宿された宿舎施設の変更は、原則として認めないものとする。任意に変更したことによって生じた紛議や損失については、変更した者がその責任を負うものとする。

## 6 宿泊料金等

宿泊料金、休憩料金、料金精算及び適用期間等は、次のとおりとする。

- 宿 泊  
宿泊とは、入宿日の15時以降、出発日の10時までの宿泊施設の利用をいうものとし、1泊2食（夕・朝食）を原則とする。
- 宿泊料金等

区 分		宿 泊 料 金		備 考
		1泊2食	1泊朝食付	
選手・監督	A	8,640円	6,804円	暖房料及び奉仕料・消費税8%を含む
	B	9,072円	7,236円	
	C	9,720円	7,884円	
その他の大会参加者			8,000円	

※入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

### (3) 欠食控除

ア 朝食の欠食については、取扱しない。

イ 宿泊者が欠食をする場合は、所定の期限までに宿泊施設に申し出た場合に限り、宿泊料金より下記の料金を控除する。(申出期限後の変更は、控除対象とならない)

区 分	欠食控除料金 (1食あたり)	申出期限
夕 食	1,500円 (全宿泊施設共通)	前日の午後6時まで

### (4) 宿泊料金等の精算

宿泊責任者(以下「責任者」という)が原則として宿泊最終日までに直接支払うものとする。

### (5) 宿泊料金適用期間

区 分	適 用 期 間
全国高等学校スキー大会	平成30年1月31日(水)から平成30年2月9日(金)10時まで

## 7 宿泊申し込み

(1) 宿泊の申し込みは、所定の宿泊申込書(様式5~8)に必要事項を記入し、申込期限までに各都道府県申込責任者が一括して申し込むこと。

(2) 申し込み先

区 分	宿泊申込期限	宿 泊 申 込 先
選手・監督 都道府県役員 視察員等	1月20日(土)【必着厳守】	〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所市民活動部スポーツ推進課内 平成29年度全国高等学校総合体育大会 第67回全国高等学校スキー大会
報道関係者 メーカー等	12月15日(金)【必着厳守】	高山市実行委員会事務局 TEL0577-35-3157 FAX0577-35-3414

(4) 報道関係者・メーカー等については、上記申し込み先に期限厳守で直接申し込むものとする。

(5) 宿泊申込書が申込み期限までに到着しない場合は、宿泊の申込みを受理しない。

(6) 宿泊申込責任者は、宿泊者の中から宿泊責任者を定めるものとする。

(7) 正式申込みの前に宿泊概数人数及び昼食申込概数の来会調査を実施する。

(8) 配宿決定後、宿舎名・連絡先等を各都道府県申込責任者へ電子メール又はFAXで通知する。

(9) 宿泊に関する問い合わせ先

【高山市：アルペン種目】 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル2階 近畿日本ツーリスト(株) 岐阜支店 TEL058-266-7386 FAX058-264-2070	【郡上市：クロスカントリー種目】 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町7-1 (MCビル内)名鉄観光サービス(株) TEL058-265-8103 FAX058-263-5059
--	---

## 8 宿泊の変更及び取り消し

宿泊の変更及び取り消しは、全ての申し込み責任者が直接宿泊施設へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申し出のあった日時とする。

## 9 宿泊取消料

(1) 宿泊取消料の支払い

一人当たり一泊の宿泊取消料金は次のとおりとし、宿泊責任者又は宿泊者本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

宿泊取消の申出区分	宿 泊 取 消 料	備 考
宿泊予定の三日前まで	無 料	取り消した日数にかかわらず、左記宿泊取消料とする。
宿泊予定の二日前から前日まで	50%	
宿泊予定当日	100%	

(2) 大会期間中における選手等の負傷における特例

選手、監督が本大会において、また本大会の競技の都合等により宿泊を取り消す場合は、上記規定にかかわらず、次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿 泊 取 消 料	備 考
宿泊予定前日まで	無 料	
宿泊予定日当日	50%	

## 10 食 事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生面及び栄養面に十分配慮するものとする。
- (2) 食事の時間については、宿泊責任者が宿舍と綿密な連絡を取り、競技等に支障をきたさないよう時間調整を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 宿泊施設は、宿泊者に対して避難経路の説明をするなど防災面についても十分配慮し、選手等に風紀上悪影響を与えないよう教育的配慮をする。
- (2) 乾燥室及びワックス等のスキーの手入れは、宿泊施設の指示に従い、指定された場所で行うものとする。
- (3) 個人情報については、個人情報保護に関する法令を遵守し、申込責任者との連絡や宿泊、昼食の手続き等に必要範囲内でのみ利用とする。
- (4) 北海道開催種目（ジャンプ・コンバインド種目）は、斡旋をしないため、各都道府県で宿舍を決定し、参加申し込みの際に指定の用紙（様式5-2）で宿泊先を知らせること。

## 12 昼食弁当の扱い

- (1) 料金 1食 800円（消費税込）
- (2) 申込方法 大会参加申込み時に、様式5-1（AL・CC宿泊申込書）に注文数を記入し、申込期限までに各都道府県代表者が一括して申込みをすること。
- (3) 斡旋時間 平成30年1月31日（水）から平成30年2月8日（木）までとする。
- (4) 取扱時間 11:00～12:30の間にクロスカントリー会場弁当引換所にて取り扱う。
- (5) 料金精算 弁当引換所にて、受け取りと同時に精算する。
- (6) 数量の変更 各都道府県ごとに、所定の「昼食弁当数変更届」に記入し、前日15:00までに提出すること。（「昼食弁当数変更届」及びFAX番号は、大会HPに掲載し、受付時に選手団監督に配布する。）

弁当の取消及び変更の申し出区分	取 消 料
前日15時まで	無 料
前日15時以降、当日及び無連絡	100%